

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
5. 株主との間で建設的な対話を行う。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4] 議決権の電子行使と株主総会招集通知の英訳

現在、株主総会招集通知の英訳を実施しておりますが、議決権電子行使プラットフォームを利用していないため、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ実施を検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4] 政策保有株式

当社は、事業戦略、取引先との関係等を総合的に勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断した場合には、当該取引先の株式を保有する方針としておりますが、保有の合理性が認められない株式については縮減していく方針としております。同方針に基づき、取締役会は保有継続の合理性及び取引先との関係維持・強化の観点など総合的な検証を年1回実施しております。

当該取引先の株式に係る議決権の行使に関しては、当社の株式保有目的、発行会社の企業価値向上等の観点から総合的に判断し、適切に行っております。

[原則1-7] 関連当事者間の取引

当社が関連当事者との取引を行う場合には、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役会の承認事項としております。また、取引後は当該取引について取締役会へ報告を実施しております。

[原則2-6] 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、公的年金、退職一時金を保管する制度として、確定拠出年金を採用しております。

また当社は、従業員に対して定期的に運用制度の説明や資産運用に関する教育を実施しております。

[原則3-1] 情報開示の充実

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、当社ホームページ (<https://www.senden.co.jp/>) に開示しております。

また、経営戦略及び経営計画については、決算短信、中期経営計画にてそれぞれ開示しており当社ホームページに掲載しております。

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス報告書「1.基本的な考え方」に記載しております。

3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬については、2015年1月29日開催の第65期定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議された報酬限度額を上限とし、各取締役の個別報酬額については、各取締役の職位及び職務内容などに応じて設定された基本報酬に加え、業績等の達成度合いに応じて賞与を支給する報酬体系を採っております。

なお、当社は任意の諮問機関である報酬委員会を設置しており、取締役の報酬の決定手続きは、同委員会にて審議の上、代表取締役社長が決定し、取締役会に報告しております。

4. 取締役が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者については、優れた人格、幅広い見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を選任することとし、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることも配慮しております。

監査役候補者については、優れた人格、幅広い見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を選任することとし、金融・財務に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮しております。

取締役・監査役の解任については、取締役・監査役として不正または不当な行為があった場合、または取締役・監査役として適格性がないと認められる場合は解任することとしています。

なお、当社は任意の諮問機関である指名委員会を設置しており、取締役候補者の指名の手続きは、同委員会にて審議の上、取締役会にて決議

しております。

監査役候補者の指名の手続きについては、基本方針に基づき、監査役会の同意を得たうえで、各候補者を取締役会にて決議しております。

5. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選解任理由については、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

[補充原則4-1-1] 取締役会の役割・責務

当社は取締役会において、法令及び定款、取締役会規則に定められた事項など経営に関する重要事項を決議しております。その他の重要事項については、役付取締役全員で構成される経営会議にて決定しております。それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程などの社内規定において委任の範囲を明確に定めております。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法に定める要件及び東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選任しております。

[補充原則4-11-1] 取締役会のバランス・多様性・規模等に関する考え方

当社の取締役会は、定款で定める取締役12名以内の範囲内で、当社各部門の業務に精通した取締役10名と、公認会計士または弁護士の資格を有する独立社外取締役2名を選任しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることを考慮して取締役を選任しております。

[補充原則4-11-2] 取締役会及び監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の役員の兼務状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

[補充原則4-11-3] 取締役会全体の実効性評価

当社は、取締役会の実効性の向上を図るため、取締役及び監査役の全員に対して第三者機関によるアンケート方式による自己評価を実施し、その結果をもとに取締役会が分析・評価を行いました。

2019年度の評価結果としては、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

一方、取締役会の実効性を更に高めていくために、取締役会で議論すべき内容のあり方及び経営課題等に対する検討・協議の強化などが今後の課題として再認識されました。

今後は本評価結果を踏まえ、取締役会の監督機能及び意思決定機能の更なる向上を図るべく必要な改善に取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2] 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針

当社は、当社の取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を実施しております。

新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、就任時に当社の事業内容、財務状況、内部統制体制等に関する情報を提供しております。

また、取締役及び監査役が外部研修会や交流会へ出席し、職務遂行に必要な知識、能力を研磨することを推奨し、これらに要した費用は所定の手続きにより当社が負担しております。

[原則5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様と建設的な対話に取り組んでおります。

- 1) 専務取締役兼執行役員管理本部長がIR担当役員としてIR業務全体を統括しております。
- 2) 経営企画室がIR担当窓口となり関係部署と連携して適正な情報開示を実施しております。
- 3) アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を年2回開催しております。
- 4) 株主の皆様からのご意見等は必要に応じて取締役会に報告しております。
- 5) 内部情報管理規程に基づきインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
泉州電業株式会社	1,127,181	10.43
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 昭和電線ホールディングス他口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,000,000	9.25
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライسد ストック ファンド (プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	884,800	8.19
西村 元秀	783,141	7.25
西村 陽子	529,189	4.89
西村 和彦	348,778	3.22
泉州電業従業員持株会	268,220	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	264,100	2.44
高橋 京子	225,688	2.08
泉州産業株式会社	207,109	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宗岡 徹	他の会社の出身者											
近藤 剛史	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宗岡 徹	○	該当事項はございません。	宗岡 徹氏は、公認会計士及び大学教授としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営に対する重要な意思決定及び業務執行の監督に寄与して頂けるものと判断して社外取締役に選任しております。また、同氏個人と当社との間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。

近藤 剛史	○	該当事項はございません。	近藤 剛史氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を活かし、経営に対する重要な意思決定及び業務執行の監督に寄与して頂けるものと判断して社外取締役選任しております。また、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。
-------	---	--------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、任意の諮問機関である指名委員会を設置しており、取締役西村元秀、社外取締役宗岡 徹及び近藤剛史、オブザーバーとして常勤監査役山條博通（社外監査役）の計4名で構成され、委員長は社外取締役宗岡 徹が務めております。同委員会では、株主総会に付議する取締役選任または解任議案の原案、取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役の選定、解職、職務分担の原案、執行役員候補者の原案及び社長後継者計画の策定、監督等の事項について取締役会の諮問に応じて審議し、その内容を取締役に答申しております。取締役会は同委員会の答申を最大限尊重の上、審議事項を決定しております。

また、当社は、任意の諮問機関である報酬委員会を設置しており、取締役西村元秀及び成田和人、社外取締役宗岡 徹及び近藤剛史、オブザーバーとして常勤監査役山條博通（社外監査役）の計5名で構成され、委員長は社外取締役宗岡 徹が務めております。同委員会では、株主総会に付議する取締役報酬議案の原案、取締役の個人別報酬額の原案及び取締役報酬方針の原案等の事項について代表取締役の諮問に応じて審議し、その内容を代表取締役に答申しております。代表取締役は同委員会の答申を最大限尊重の上、審議事項を決定し、取締役会に報告しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 毎期期初に監査役は、会計監査人、内部監査室長と監査計画等の資料提供、意見交換を実施している。
 また、監査役は会計監査人より監査状況の中間報告を受け、会計監査等の結果についても会計監査人と意見交換を行っている。
 監査役は事業所往査結果についても会計監査人へ随時資料提供し、また会計監査人より監査計画書及び監査結果等についてマネジメントレターにて報告を受けている。

監査役と内部監査部門の連携状況
 毎期期初に監査役は、会計監査人、内部監査室長と監査計画等の資料提供、意見交換を実施している。
 また、監査役は内部監査室長より内部監査部門の各事業所等の監査結果について説明を受け、その他監査関係の資料提供、意見交換も実施し、情報の共有化を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山條 博通	他の会社の出身者										△			
森 真一	他の会社の出身者										△			
平田 真基	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山條 博通	○	山條 博通氏は株式会社りそな銀行の出身であり、当社は同行と預金取引を行っておりますが、同行は複数ある取引銀行の一行であります。	山條 博通氏のこれまで培ってきた金融及び財務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。
森 真一	○	森 真一氏は株式会社キーエンスの出身であり、当社は同社と取引関係にありますが、その取引金額は僅少（売上高及び仕入高ともに0.03%未満）であります。	森 真一氏のこれまで培ってきた金融及び財務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は当社の株式を100株所有しておりますが、それ以外に同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。
平田 真基	○	平田 真基氏は株式会社りそな銀行の出身であり、当社は同行と預金取引を行っておりますが、同行は複数ある取引銀行の一行であります。	平田 真基氏のこれまで培ってきた金融及び財務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

2019年1月30日開催の第69期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額 302百万円（うち社外取締役の年間報酬総額 7百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬につきましては、2015年1月29日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額350百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）、2007年1月30日開催の第57期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

この決議に従い、取締役報酬につきましては取締役会で、監査役報酬につきましては監査役会で協議により決定しております。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役が職務を執行するにあたり、総務部が必要に応じてサポートし、職務が円滑に遂行できる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役12名（内、社外取締役2名）で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況を監督しております。

会社業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審査機関として、役付取締役全員で構成される経営会議を毎月1回開催しております。

また、経営の意思決定機関及び業務執行の監督と業務執行機関を明確に分離するため、執行役員制度を導入しております。

さらに、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役会を設置しており、監査役3名全員を社外監査役とし、内部監査部門及び会計監査人と連携して適法且つ適正な経営が行われるよう監視する体制を採っております。

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任の強化を図るため、任意の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

当社の内部監査組織は、社長直轄の組織である内部監査室（2名）を常設し、内部監査規程に基づき業務遂行の有効性及び効率性の観点から会計監査、業務監査、内部統制監査等の内部監査を実施しております。また、監査役及び会計監査人との意見交換等を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を高めております。

当社の監査役監査は、社外監査役3名のもと、監査役会規則及び監査役監査規程に基づき取締役会及び経営会議その他の重要な会議への出席並びに業務監査等により、取締役の業務執行を監視して、経営の透明性及び客観性の確保に努めております。また、代表取締役との定期的な会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討するなど代表取締役との相互認識を深めるとともに、内部監査室及び会計監査人との情報交換、意見交換等を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を高めております。

会計監査人には、太陽有限責任監査法人を選任し、会計監査を受けております。業務執行社員は、高木 勇氏、土居 一彦氏の2名であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士16名、会計士試験合格者等7名、その他12名であります。また、監査役及び内部監査室と会計監査人とは必要に応じて相互に情報交換、意見交換等を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を高めております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外監査役3名及び社外取締役2名を独立役員として選任しており、経営監視機能の客観性及び中立性を保持しつつ、内部監査部門及び会計監査人と連携して適法且つ適正な経営が行われるよう監視する現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年1月30日開催の定時株主総会に係る招集通知は、同年1月10日付で発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年の定時株主総会を、同年1月30日に開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、東京証券取引所ウェブサイト及び当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間数回程度、個人投資家向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・通期決算発表後にアナリスト向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページへの掲載資料は、決算短信、その他適時開示資料、事業報告書、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:専務取締役兼執行役員管理本部長 成田 和人 IR担当部署:経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「泉州電業グループ行動規範」に株主、取引先、地域社会等における関係者との間で健全で良好な関係を築くことを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2004年7月にISO14001の認証を全社で取得し、環境保全活動に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備いたします。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1-1 当社及び子会社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため「泉州電業グループ行動規範」を制定する。
- 1-2 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」に従いコンプライアンスの徹底を図り、「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンス推進体制を構築する。
- 1-3 当社及び子会社のコンプライアンスの状況は、内部監査室が「コンプライアンス委員会」と連携のうえ監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- 1-4 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づきホットライン（内部通報制度）を設置・運営する。
- 1-5 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に従い文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 3-1 当社及び子会社は、「リスク管理規程」・「危機管理規程」に基づき、当社及び子会社のリスク管理を明確化し、「リスク管理委員会」においてリスク管理推進体制を構築する。
- 3-2 当社及び子会社のリスク管理の状況は、内部監査室が監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 4-1 当社の取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況を監督している。
- 4-2 会社業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審査機関として、役付取締役全員で構成される経営会議を毎月1回開催している。
- 4-3 経営の意思決定機関及び業務執行の監督と業務執行機関を明確に分離するため、執行役員制度を導入している。
- 4-4 当社及び子会社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、当社及び子会社における財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、同方針に従って内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 6-1 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社に定期的な経営情報の報告を求め、効率的な経営に必要な支援・指導を通して、当社及び子会社全体の経営効率の向上を図る。
- 6-2 当社取締役は子会社取締役を兼務することで、当社及び子会社の内部統制の確立に努める。
- 6-3 当社監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の業務の適正を確保する体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 7-1 監査役は、「監査役会規則」・「監査役監査規程」に従い、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制を整備するように取締役に対して要請する。
- 7-2 当該使用人は監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
- 7-3 当該使用人の人事異動・人事評価については、監査役の同意を必要とする。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 8-1 監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議へ出席し重要な報告を受ける。
- 8-2 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法令で定められた事項に加え、当社及び子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項等は、速やかに監査役に報告する。
- 8-3 当社は、監査役へ報告した当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- 10-1 監査役は代表取締役との間で定期的な会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制を構築する。
- 10-2 監査役会は、内部監査室及び会計監査人との情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「泉州電業グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を遮断するとの基本方針を定めております。

対応統括部署は総務部とし、「大阪府企業防衛連合協議会」等に加盟するなど情報収集に努めるほか、必要に応じて所轄警察署及び顧問弁護士と連携する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

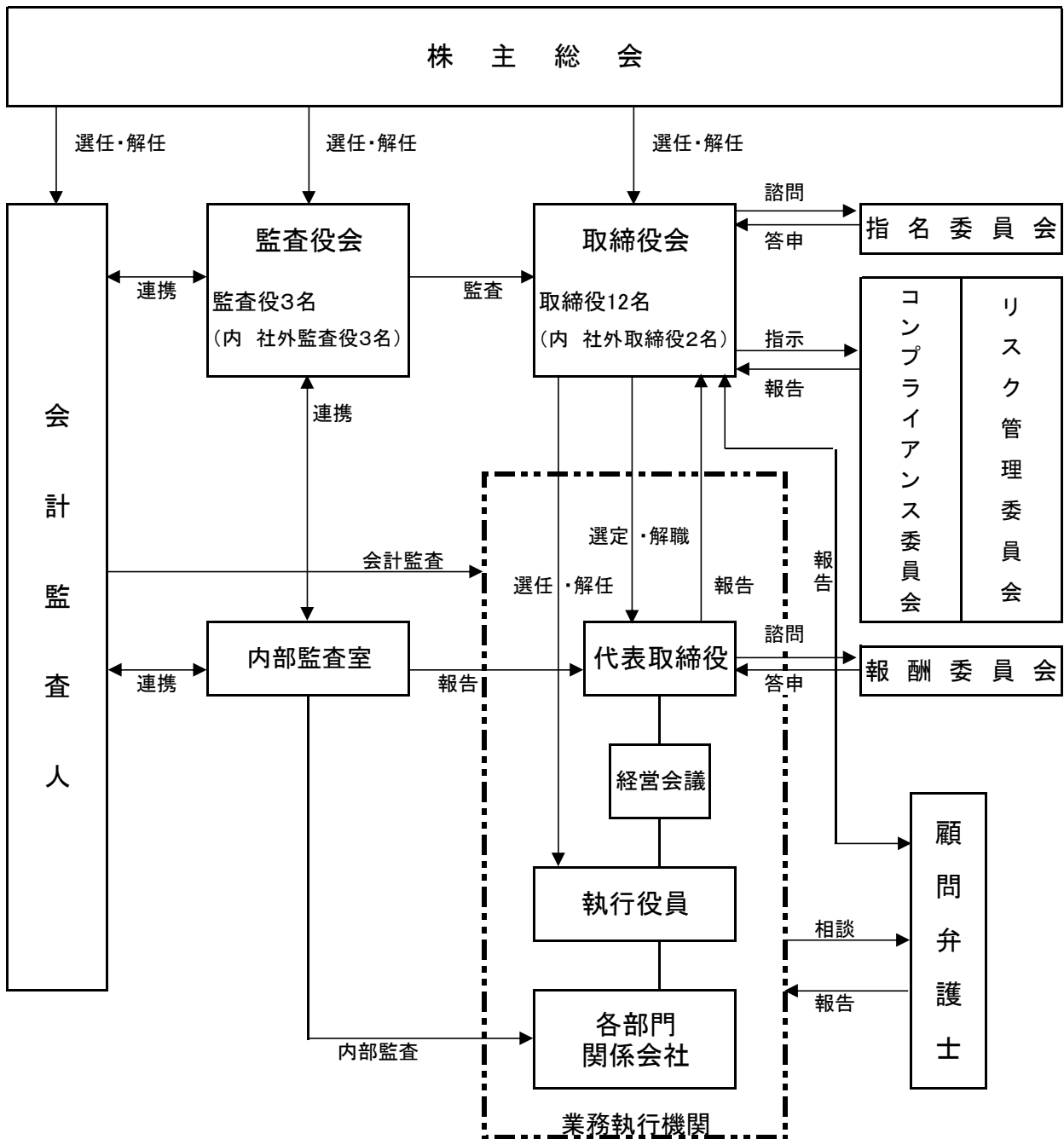
適時開示体制の概要

当社は、会社情報を適時適切に開示するために、次のとおり会社情報を適時開示しております。

情報取扱責任者(管理本部長)の管理、監督のもと、証券取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づき、開示を要する事項は情報取扱責任者に集約される体制を構築しております。

適時開示に係る社内体制は別紙に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



適時開示体制の概要（模式図）

〈会社情報の適時開示に係る流れ〉

